

## 東北大学理事(研究担当)通達「防衛装備庁「平成 28 年度安全保障技術研究推進制度」について (通知)」(2016 年 4 月 19 日)(抜粋)

### 1. 本学研究者の応募について

本学に所属する研究者は、軍事に直接繋がる研究を行ってはならない。

このことから、昨年度の「安全保障技術研究推進制度」の公募については、その公募内容から判断し、本学研究者の応募を認めないこととした。今年度の同制度の公募についても、その公募内容は昨年度とほぼ変わらないことから、本学研究者が研究実施者（研究代表者または研究分担者）として応募することを認めない。

### 2. 今後の対応について

軍事関係機関等から提供される研究資金を原資とする研究公募等に関する本学の方針等についてプロジェクト・チーム及びワーキング・グループを設置し、検討を行う。

なお、上記によって本学の方針等について検討を行う間、今回のように軍事関係機関等からの研究公募が行われた際は、当面の間研究推進本部運営委員会において審議することとする。

## 「東北大学における軍事・国防に関する研究等の基本的考え方」 (2014 年 7 月 15 日研究推進本部制定)

本学に所属する研究者は、軍事・国防に直接繋がる研究を行ってはならない。なお、軍事・国防関連機関から提供される研究資金を原資とする研究については、以下のいずれにも該当する場合に限り、実施することができるものとする。

- ① 「東北大学の使命」、「公正な研究活動のための東北大学行動規範」及び部局の理念等に照らし合わせてそれらと矛盾しない研究であること。
- ② 軍事技術（人間の殺傷、人間環境の破壊を目的とした技術等）及び武器・兵器等の開発・応用に直接繋がる研究ではないこと。
- ③ 一般的な人間社会から非人道的な研究と判断されるような研究ではないこと。
- ④ アメリカ国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価（RDT&E）」コード「6. 1」（科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究を目指す。）に該当する研究又はこれに準ずる内容であって、研究成果の公開を原則とするもの。
- ⑤ 知的財産を含む研究成果が、研究資金の拠出元の機関へバイドール法に基づかず帰属する案件でないこと。
- ⑥ 安全保障輸出管理上の規制に抵触せず、手続き上の問題がないこと。

